

令和6年度実施住民協働事業の提案事業を募集しています

市では、地域課題の解決を図るため、住民団体が自主的、または主体的に企画・実施する公益性的のあるまちづくり事業に対して補助金を交付しています。

＜行政提案型事業テーマ＞
次のテーマで募集します。
・男女がともに輝く地域づくり事業
・住民提案型事業Ⅱ住民団体が企画立案した、公共的な課題の解決、または地域活性化につながる事業（テーマは自由・補助限度額30万円）
・行政提案型事業Ⅰ市が提示

する課題に対し、住民団体により企画立案された事業（補助限度額は事業内容により定めます）

男女共同参画を身近なものとして考えられるよう、地域や職場における啓発活動を行う。特に、市内事業所への啓発。および市民意識調査の実施に

ごみは正しく分別し、8時までにごまとめてください

ご家庭から排出されるごみについて、ごみ出しのルール・マナー違反に関する相談が多く寄せられます。ごみを出すときは、近所の方の迷惑とならないよう、ルールを守りましょう。

また、最近ではごみを黒や透明な袋に入れて、外側に指定袋を貼り付ける行為も報告されています。ルールを守らない場合は回収できませんので、ご注意ください。

なお、ごみは必ず収集日のルールを守りましょう。



重点を置いた取り組みを行う
・地域猫活動
地域住民が主体となり、ボランティアおよび行政が協働して野良猫トラブルの減少を目指す活動

▼申込締切 9月22日(金)

詳細は、「応募の手引き」をご覧ください。

応募の手引きは地域づくり課、中央公民館、白里出張所、中部コミュニティセンター、市ホームページから入手できます。

【申請】地域づくり課市民協働推進班
☎0475(70)0342

朝8時までに集積所に出してください。収集後に出されたごみは、収集できませんので、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ】地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

光化学スモッグ注意報等の発令とPM2.5高濃度時の注意喚起

県では、光化学スモッグやPM2.5の発生に伴う被害を防止するため、オキシゲン濃度やPM2.5濃度が高濃度となった場合の大气汚染緊急時対策を実施しています。

光化学スモッグ注意報等の発令やPM2.5高濃度時の注意喚起があった場合は、防災行政無線でお知らせしますので、①外出を控える、②窓を閉めて外気を入れない、③屋

区・自治会に加入しましょう

区・自治会は、住民同士の親睦、生活環境の維持等の活動のほかに、高齢者の見守りや子どもの安全対策、地域の団体や行政と連携して地域課題の解決を図るなど、まちづくりの中心的な担い手となっています。住みよいまちをつくるために区・自治会に加入

区・自治会に加入しよう。
◆区・自治会の主な活動
防災活動、環境美化、防犯灯の設置・管理、防犯活動、文化・レクリエーション活動、広報活動、募金の協力など

◆加入方法
お住まいの地域の区長・自治会長に申し出てください。

連絡先が不明な場合は問い合わせください。
【問い合わせ先】
【地域づくり課市民協働推進班内】
☎0475(70)0342

外での激しい運動は避けるなどを心掛けてください。
【問い合わせ先】
【環境生活部テレホンサービス】
☎043(223)0551

【問い合わせ先】
【環境生活部テレホンサービス】
☎043(223)0551

住宅の耐震化無料相談会(わが家の耐震相談会)

▶日時=9月8日(金)9時~12時(相談時間は1組30分以内。要予約)
▶会場=市役所別棟2階大会議室
▶対象=市内在住で、市内に昭和56年以前に建築された木造住宅を所有されている方

個別相談会は予約制となります。詳細は問い合わせください。
▶予約締切=8月31日(木)

◆ご自宅の耐震診断・耐震改修を行いますか
木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方に、費用の一部を補助します。



▲市ホームページ「耐震補助」のページ

〈耐震診断・改修共通〉

▶補助対象木造住宅
次のすべてに該当する木造住宅

- ①市内に所在していること
- ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ③一戸建ての住宅（居住部分が1/2以上の併用住宅を含む）
- ④在来軸組工法により建築され、地上2階建以下のもの

※耐震改修は耐震診断により耐震性が低いと判断された場合。

〈補助金額の概要〉

▶耐震診断=耐震診断費用の2/3に相当する額(8万円を限度)

▶耐震改修=耐震改修(工事・設計・監理)費用の一定割合の額(40万円を限度)

【お問い合わせ先】
【都市整備課営繕室】 ☎0475(70)0366

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の受付をしています

地球温暖化対策や電力の強靱化を図るための住宅用設備等を導入した方に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。対象の方は申請ください。

▶受付締切=令和6年2月29日(木) ※市役所閉庁日を除きます。
※予算額に達し次第締め切り。

▶対象

- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)
(停電時自立運転機能の有りのみ。上限10万円)
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム(上限7万円)
- ・窓の断熱改修(上限8万円)
- ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車
(V2Hの併設の有無により上限10万円もしくは15万円)
- ・V2H充放電設備(上限25万円)

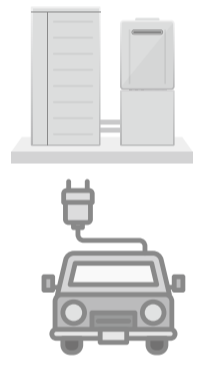
▶主な要件等

- ①補助対象設備を導入した住宅に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方であること。
- ②世帯全員が市税を滞納していないこと。
- ③補助対象設備の設置工事等補助事業に着手する日が、令和5年4月1日以降であること。

※そのほかにも要件がありますので、必ず申請前にご確認ください。

申請書等の様式が変更となりました。必ず今年度の様式をご利用ください。

▶申請方法=補助対象設備等の設置後に、所定の交付申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請してください(郵送、メール不可)。
【お問い合わせ先】
【地域づくり課環境対策班】 ☎0475(70)0386



こちらは消費生活センターです!

当選した無料バスツアー~高額商品の販売勧誘に注意!

〈事例〉
日帰りバスツアーの当選はがきが届いた。心当たりは無かったが、無料ならと思い参加した。ツアー中に敷物の工場に立ち寄った際、高額なムートンのシーツを勧められた。「今買うなら60万円がいい」と言われたが、高額なので断った。しかし、出発時間が迫り焦っている中「分割払いなら大丈夫」と強く言われ、慌てて契約してしまった。クーリング・オフしたい。

〈ひとことアドバイス〉
懸賞等で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額なネックレスや布団類等を勧められたという相談が寄せられています。

その場の雰囲気にもよりますが、旅という非日常の中で気分が高揚したりして購入してしまうケースが見られます。強引に勧められても、本当に必要なものか考え、必要無ければきっぱりと断ることが大切です。要件を満たせばクーリング・オフ等ができる場合もあります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター 見守り新鮮情報 第451号より)

◆市消費生活センター
▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時~12時、13時~16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=☎0475(70)0344
【お問い合わせ先】
【地域づくり課市民協働推進班】
☎0475(70)0342

人権擁護委員に鈴木光代氏が新任

令和5年7月1日付けで鈴木光代氏(南今泉)が新しく人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人々の間に正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には、相談相手になって救済したりし、さまざまな場面で活動しています。

本市では、鈴木氏の他に5人の人権擁護委員が、人権相談や人権教室などの啓発活動を行っています。困ったことがありましたらお気軽にご相談ください。

◆人権相談
▶日時=毎月第3(木)13時~16時
▶会場=中央公民館1階相談室
【お問い合わせ先】
【地域づくり課市民協働推進班】
☎0475(70)0342

